

ライフリッチコンサルティング株式会社 セミナーレポート（2017-01）

社会福祉法人改革への対応

法人経営と理事・評議員のあり方

社会福祉法人理事・評議員向けセミナー開催報告！

弊社では、さる 2017 年 1 月 25 日（会場：東京）および 1 月 27 日（同：名古屋）に、

社会福祉法人理事・評議員向けセミナー

社会福祉法人改革を乗り切る法人経営と理事・評議員のあり方

を開催いたしました。

社会福祉法人の経営環境の変化を踏まえ、今回の制度改革にどう対応すべきかを検討するとともに、法人経営のマネジメントを充実させるために必要なチェックポイントについて、会計・サービス・人材マネジメントの視点から解説しました。セミナーのまとめとして、これからの理事・評議員に求められるあり方について提起をさせていただきました。

セミナーで使用した資料や講義の内容は相当なボリュームになりましたので、ここではポイントを絞って簡単にご紹介します。

参考）セミナー日程など

社会福祉法人理事・評議員向けセミナー

- ① 東京会場 2017 年 1 月 25 日（水）
- ② 名古屋会場 2017 年 1 月 27 日（金）

1. 社会福祉法人改革をどう捉えるか ～法人の将来像への落とし込み～

まず、今回の社会福祉法人制度改革の目的は以下の3つです。内部留保への批判や株式会社とのイコールフットイングを求める議論に応える形で、「公益性・非営利性」、「説明責任」、「地域社会への貢献」という社会福祉法人経営の課題が示されたといえます。

社会福祉法人改革の目的)

<改革の視点>（「社会福祉法人制度改革報告書」（平成27年2月）より）

- 福祉ニーズが多様化・複雑化する中、社会福祉法人の役割が重要となっており、公益財団法人等と同等以上の**公益性・非営利性**を確保する必要がある
- 多様な事業主体の参入や一部法人による不適切な運営のため、社会福祉法人の存在意義が問われており、**国民に対する説明責任を果たす**ことが必要
- 他の事業主体では対応できない福祉ニーズを充足することにより**地域社会に貢献する**ことが社会福祉法人の使命

制度改革の主な内容は以下の通りですが、法人にとっては従来以上にコンプライアンスを徹底した法人経営を実施するとともに、情報開示の義務や保有財産の使途の明確化、地域貢献への取り組みが求められるようになったといえます。

社会福祉法人改革の主な内容)

<主な内容>

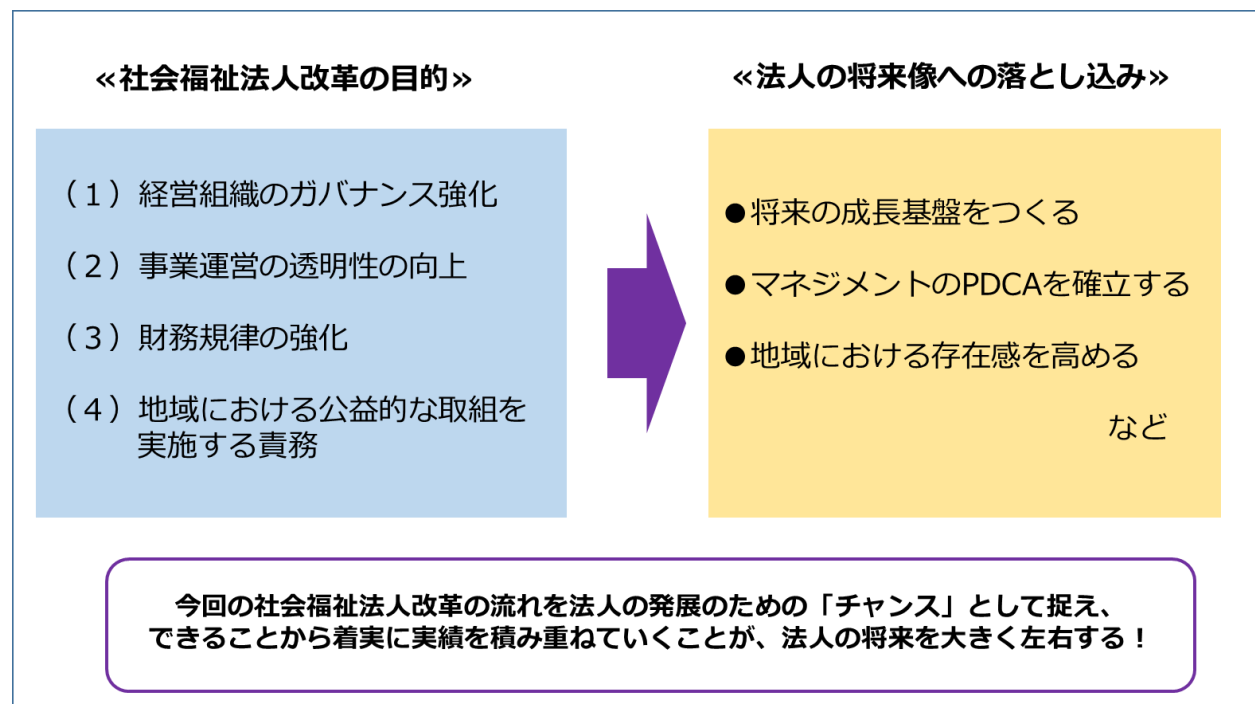
- | | | |
|-------------------------|------------|--|
| (1) 経営組織のガバナンス強化 | ・・・・・・・・・・ | 議決機関としての評議員会の必置、一定規模以上の法人への会計監査人の導入等 |
| (2) 事業運営の透明性の向上 | ・・・・・・・・・・ | 財務諸表・現況報告書・役員報酬基準等の公表に係る規定の整備等 |
| (3) 財務規律の強化 | ・・・・・・・・・・ | 適正かつ公正な支出管理、いわゆる内部留保の明確化、社会福祉充実残額の社会福祉事業等への計画的な再投資 |
| (4) 地域における公益的な取組を実施する責務 | ・・ | 社会福祉事業及び公益事業を行うに当たって、無料又は低額な料金で福祉サービスを提供することを責務として規定 |

ライフリッチコンサルティング株式会社 セミナーレポート（2017-01）

重要なことは、この内容を解釈した上で法人経営の発展に結びつけることを考える、「**法人の将来像への落とし込み**」を行うことです。

具体的には、適切な収支管理の実現や中長期的な経営の見通しを作成して「法人の成長基盤をつくる」、理事会・評議員会を活性化させて法人経営における「マネジメントのPDCAを確立する」、自分たちができる地域貢献活動による「地域における存在感を高める」ための取り組みを経営陣が中心となって検討し、実践していくことが必要と考えます。

社会福祉法人改革の捉え方）



ちなみに弊社では、上記のように法人経営の発展に結びつけるための取り組みを、

【社会福祉法人マネジメント確立への道！～コンサルティングプログラム～】

として体系化し、コンサルティングサービスを提供していきますので、是非、ご活用ください。

※【社会福祉法人マネジメント確立への道！】の詳細は弊社 HP にて確認できます。

2. 制度改革の留意点 ～特定社会福祉法人の対象と公益的な取組みの考え方～

制度改革の具体的内容のなかで、留意すべき点が2つあります。1つは「**特定社会福祉法人の対象範囲の拡大**」で、もう1つは「**地域における公益的な取組みの考え方**」についてです。

今回、平成27年度決算において「収益30億円を超える法人または負債60億円を超える法人」が「特定社会福祉法人」として、①会計監査人による監査、および②内部管理体制の整備、が義務付けられます。通知を見ると、この対象範囲を順次拡大して平成33年度以降は、「収益10億円を超える法人または負債20億円を超える法人」も特定社会福祉法人に含まれることが予定されています。

特定社会福祉法人の対象範囲にかかる通知)

時期	基準（最終会計年度）
平成29、30年度	収益30億円を超える法人または負債60億円を超える法人
平成31、32年度	収益20億円を超える法人または負債40億円を超える法人
平成33年度以降	収益10億円を超える法人または負債20億円を超える法人

※収益：法人単位事業活動計算書におけるサービス活動収益
負債：法人単位貸借対照表における負債



ただし、段階施行の具体的な時期及び基準については、平成29年度以降の会計監査の実施状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを検討することになっている。

「社会福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令等の公布について（通知）」
平成28年11月11日 社援発1111第2号 より

ただし、見直しもありうるという不透明な状況ですので、ボーダーライン上の規模の法人においては、引き続き政策動向を注視していただく必要がありそうです。

次に、地域における公益的な取組みについては、今回の改革で「責務」として位置づけられましたが、厚生労働省としては以下のように、必ずしも実施を強制するべきものではない旨を示しています。

地域における公益的な取組みの実施にかかる留意点）

- 社会福祉法人は、税制優遇措置が講じられている公益性の高い法人として、社会福祉事業の中心的な担い手としての役割を果たすのみならず、他の事業主体では困難な福祉ニーズに対応することが求められる法人であり、こうした公益性・非営利性を備えた法人本来の在り方を徹底する観点から、この本旨を明確化し、責務として位置付けたもの。
- 既に全国の社会福祉法人において実施されているものも多くあり、本責務規定の創設をもって、必ずしも新たな取組の実施を義務付けるものではない。
- その取組内容は、法人の経営方針や地域の福祉ニーズに応じて様々であることが考えられるが、法24条第2項の規定（公益事業の実施に関する規定）に反しない限りは、法人の自主性に委ねられるべきものであることに留意が必要。

では、地域貢献の取組みはしないで良いかというと、そうは思えません。近年、社会福祉法人に対する指導監査の実施主体が市にも拡大され、事業を実施している地域の自治体が法人の経営に非常に関心を高めています。こうした背景を考慮すると、地域の自治体に信頼される法人となるには一定の地域貢献の取組みは必要になると考えます。

法人の実情を踏まえた上で実施可能な取組みを検討し、実践に結びつけることが求められます。

3. 理事・評議員の法的責任と果たすべき役割

では、それぞれの理事・評議員は、どのような権限や責任等をもち、どのように法人経営に貢献していくべきでしょうか？

まず、権限や責任等ですが、理事については理事長・業務執行理事（理事兼施設長等）・その他の理事、という3つに区分できます。

理事・評議員の権限・義務・責任等）

	理事		評議員
		理事長	
権限	・業務の執行（業務執行理事） ・法人の意思決定への参画、理事長や他理事の監督（その他の理事）	法人の代表、業務の執行	・評議員会の理事に対する招集請求 ・議題提案権 ・議案提案権
義務	・善管注意義務、忠実義務 ・利益相反取引の制限 ・評議員会における説明義務 ・監事に対する報告義務	理事会への職務執行状況の報告義務	善管注意義務
責任	・法人に対する損害賠償責任 ・第三者に対する損害賠償責任 ・特別背任罪、贈収賄罪		損害賠償責任、特別背任罪等
任期	2年		4年（6年まで延長化）

理事長は法人の代表者としての対外的な権限とともに、責任を負います。借入にかかる金銭消費貸借契約などは、理事長が代表して行います。業務の執行についても権限と責任があります。

業務執行理事は、理事兼施設長といったイメージですが、担当する業務執行に関する権限と、その範囲内での責任を負うことになります。その他の理事は、法人の意思決定や他の理事の業務執行状況の監督に関する権限と責任をもちます。

ライフリッチコンサルティング株式会社 セミナーレポート（2017-01）

また、理事には共通して善管注意義務があるほか、権限に応じた賠償責任義務などがあります。

評議員の権限としては評議員会にかかるものが主となっています。義務については善管注意義務のほか賠償責任義務もありますが、評議員会の決議事項である理事の選任や役員報酬の決議等で責任を果たすことが求められることになります。

こらからの理事・評議員の役割としては、以下のような形でに法人の発展に貢献することが挙げられます。理事、とりわけ理事長や業務執行理事は、成長機会の少なくなっている今日の経営環境の中で、どのような成長戦略を考えることができるかが問われています。また、率先してコンプライアンスに取り組み、行政や関係者など外部からの法人に対する信頼を高めることも求められます。

評議員は、理事との信頼関係をつくった上で、外部の多様な視点や客観的な判断基準を提供して、法人経営に貢献していくことが必要といえます。

これからの理事・評議員に求められる役割)

理事

- 執行役員として法人の成長に責任をもつ
- コンプライアンスに基づく法人経営を行い、外部からの信頼を高める

評議員

- 法人のよき理解者、理事の良き相談相手として、法人・理事を支える
- 外部の視点の導入や、組織の論理にこだわらない判断基準を提供する

理事・評議員の皆様のさらなる活躍に期待したいと思います。